

「新型コロナウイルス感染症対策について」

1	実効性ある感染拡大防止対策の強化	2
2	社会経済活動の再開につながる検査体制の強化	3
3	命を守り、経済も守るための医療等提供体制の強化	4
4	ワクチン接種の円滑な実施	8
5	水際対策	9
6	避難所における感染症対策への支援	10
7	地域経済への影響を踏まえた対策の実施	10
8	教育現場への対応	16
9	人権を守るための対策の徹底	17
10	地方財政への十分な支援	18
11	地方自治体の事務執行等への配慮	19
12	感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援	19
13	各種支援制度に係る特例措置等の恒久化	19
14	防疫体制の整備等	19
15	防疫対策を踏まえた分散型国土の形成	20

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の第7波では、感染力の強いオミクロン株 BA.5 系統への置き換わりもあり、全国的に過去最大の感染拡大となり、中部圏においても、全ての県で第6波の感染拡大を大きく超えた。そのような中、行動制限をせずに経済を回しながら医療崩壊を防ぐために、BA.5 対策強化宣言を発出するなどし、一人一人の感染防止対策の徹底を呼びかけ、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組んだ。新規感染者数は減少傾向となり、病床使用率も低下傾向となったため、医療への負荷の低下が見込まれたことから、9月30日までに順次 BA.5 対策強化宣言を終了した。

しかしながら、過去2年間の傾向から今冬の新型コロナウイルス感染症の流行拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行の懸念などから、今後も厳重な警戒が必要であり、引き続き、基本的感染防止対策の徹底やワクチン接種の促進などに、全力で取り組んでいるところである。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢や原油・原材料価格の高騰、更には極端な円安等による影響など、幅広い業種の事業者が厳しい経営環境に置かれている。

当面は、感染症と共生する社会経済活動が不可欠となることが見込まれる中、地方自治体では、事業の継続と雇用の維持を支援するとともに、新しい生活様式に対応した事業活動の促進等に全力を挙げて取り組んでいるところである。

今後も、感染拡大防止と社会経済活動との両立を目指す社会づくりを推進していくため、国においても、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、真に実効性のある感染症対策を強力に進めていただくとともに、徹底した感染拡大防止、医療提供体制の充実・強化、社会・経済への影響の最小化等、次の事項について地方と十分協議し、特段の措置を講じられるよう提言する。

1 実効性ある感染拡大防止対策の強化

- (1) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念などを示し、かつ、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。
- (2) 国は、次の感染症危機に備えるための対応の具体策として、感染症法等の改正に着手したところであるが、議論を進めるにあたっては、国民の不安や現場の混乱を招くことのないよう、地方の意見を聞きながら、丁寧に議論すること。
- (3) 感染を再拡大させないためにも、改めて新型コロナウイルス感染症の重症化リスクや死亡リスク、罹患後症状（後遺症）等をわかりやすくまとめ、その対策の必要性や今後の方向性を国民に広く周知すること。

その時々々の流行株の特性や医療ひっ迫の状況を踏まえ、受診の考え方や感染対策の徹底について呼びかけるとともに、ワクチン接種の検討やワクチンを接種後も感染対策の徹底が必要であることを国においてあらゆる広報媒体を通じて強力に発信すること。

また、自治体の変異株への注意喚起を行うに当たり必要な情報として、変異株の分析結果、具体的感染事例、その特性に見合った効果的な対策について、詳細にかつ速やかに自治体へ情報提供するとともに、国民への広報を引き続き行うこと。

さらに、罹患後症状（後遺症）についても、国が保有している全国の事例を対象に、専門家による分析・検証を行うとともに的確に都道府県等へ情報共有すること。

- (4) 緊急事態措置やまん延防止等重点措置における具体的な対策については、飲食店への時短要請を必須とせず、学校、幼稚園、保育所等の教育・保育関連施設や高齢者施設において、クラスターが発生するな

ど感染が広がっている状況を踏まえ、学びの機会の保障や社会機能維持に留意しつつ、オンライン授業や分散登校、臨時休業なども含めた具体的かつ多様な対策をメニュー化し、地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるよう、特措法の規定を踏まえて、基本的対処方針を改定するとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

- (5) 特に、これまで、お盆、年末年始、大型連休など全国的な人の移動が活発になる時期に、普段会わない人同士の接触機会が増加することで全国的に感染が拡大してきたことを踏まえ、人の移動が活発になる時期に向けては、早い段階から、感染の再拡大に備え、国民に対して注意喚起を促すこと。
- (6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法等の運用見直しに当たっては、各都道府県等が裁量を活かし、感染拡大の防止に取り組んでいる実情を踏まえ、地方の意見を十分に聞く機会を設けるとともに、十分な周知期間を設けること。
- (7) 感染拡大防止とイベント・行事等の両立を図るため、大規模イベント等における、感染拡大防止対策の徹底について、法制度の議論も含め、実効性のある対応策を速やかに検討すること。また、イベント・行事等を開催する際の検査に要する費用については、PCR検査を含め、国による全額の財政支援を行うこと。

2 社会経済活動の再開につながる検査体制の強化

- (1) 必要な検査が実施できるよう、地域の状況に応じ、検査試薬や抗原検査キット、綿棒等を調達・確保するなど、引き続き検査体制の維持・強化に必要な支援措置を講じること。

また、感染が急拡大した際、検査試薬や抗原検査キット、綿棒等が不足し検査を受けることができない事態が起きることのないよう、自

治体の意向も踏まえ、安定供給に向けて、引き続き対策を講じること。

加えて、検査体制強化に伴うPCR等検査の公費負担についても、緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金の対象とするなど、地方負担分は全額国の責任において財政支援を行うこと。

- (2) 各地方衛生検査所等において、国の要請に応じて、変異株の検査が円滑に実施できるよう、国として、検査に必要となる費用及び人員の確保、検体の保管ルールの設定等、各地域における検査体制確保のための必要な支援を行うこと。

3 命を守り、経済も守るための医療等提供体制の強化

- (1) 感染症患者の入院受入医療機関などにおける体制を維持・強化するために、医療機器や医療物資の確保など医療従事者が安心して従事できるよう支援を引き続き行うこと。

また、医療機関に対する支援等を実施するための財政措置を引き続き講じること。

- (2) これまでの支援の取組状況を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症の患者受入れに関わらず、受診控え等により経営が悪化している医療機関に対し、必要に応じて安定的な経営を確保するための支援を国が直接行うこと。

また、福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充や受入患者数に応じた医療機関等に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう継続的に対処すること。

- (3) 空床確保に対する国の支援制度では、専用病床を病棟単位で確保するなど一定の要件を満たす医療機関を「重点医療機関」とし、補助単価について、段階的に引上げがなされた一方で、それ以外の「一般医療機関」は、補助単価が低く抑えられているが、医療機関が経営面を心配することなく、感染者を受け入れられるよう、地域の医療事情に

鑑み、こうした単価差を是正するなど、十分な支援を行うこと。

- (4) コロナ病床、宿泊療養施設、後方支援病床といった医療提供体制の確保に対し、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による十分な財政支援を行うこと。特に、後方支援病床の確実な確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うとともに、同一医療機関内での転床時も診療報酬かさ上げ措置の対象とすること。
- (5) 9月22日に、病床確保料の取扱いの改正が示され、10月1日から適用となった。今回の改正では、即応病床使用率が50%を下回る場合、補助上限が設けられ、コロナ病床を多く確保している医療機関においては、補助金が大幅に減額される可能性があることから、確保病床数の減少につながりかねない。

各地域においては、病床逼迫を招かないよう地域の実情に応じた病床確保を行うことが基本である。今回の改正のように、各医療機関の病床確保料について、上限額の適用有無が事後にのみ明らかになる制度設計は、感染拡大に備えて事前に病床を確保しようとする病床確保事業とは相いれないものであり、各医療機関及び都道府県の予見可能性を高める制度設計に改めること。

また、医療現場にこれ以上の混乱を生じさせないよう、現在想定している制度の詳細について早急に示したうえで、現場の意見も十分に聞いて運用に反映すること。

さらに、今後の包括支援交付金等の見直しに際しては、国の方針に基づき実務を担う都道府県の医療体制の確保に支障を生じさせないためにも、都道府県と事前協議を行うとともに、十分な調整・移行期間を設けること。

- (6) 令和2年度において医療機関、介護・障害福祉サービス施設、事業

所に勤務する職員を対象に慰労金が支給されたところであるが、子どもとの直接的な接触を避けられない職場で自身の感染リスクを抱えながら、社会機能を維持するために働いていただいている保育士、放課後児童支援員等の児童福祉施設等の職員に慰労金の支給を行うこと。

- (7) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、介護保険の居宅サービス事業所や障害福祉サービス事業所、認可外保育施設において、サービスの利用控え等により、厳しい経営状況におかれていることを踏まえ、地域における福祉サービスの提供体制を維持するため、安定的な経営を確保するためのさらなる支援を行うこと。

また、介護サービス事業所等が必要なサービス等を継続して提供するための感染防止対策等、介護報酬の対象とならないかかり増し経費に対する支援について、感染者・濃厚接触者が発生していない事業所等も対象とすること。

加えて、社会福祉施設等での感染防止対策をさらに徹底するため、感染症対策に必要な備品購入費についても支援対象とするとともに、感染が発生した際の防護具等の支援に対して財政支援を行うこと。

- (8) 国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報提供を行うこと。

- (9) 新型コロナウイルスを完全に制圧するためには、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬や感染の有無を把握するための検査試薬及び検査キットの存在は不可欠である。そのため、国民の安全安心につながるよう安全保障の観点から、国が先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬等の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。

また、国が策定した「医薬品産業ビジョン2021」で、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスが感

染拡大する中、医療関係物資が不足したことを踏まえ、医療物資や機器の国産化、輸出産業化を推進するため、医薬品のみならず、医療機器、医療物資の研究開発や製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。

- (10) 季節性インフルエンザと同時流行する局面に備えて、次年度以降の分も含め、インフルエンザワクチンの十分な供給量の確保及び供給時期の早期化を行うこと。
- (11) 積極的疫学調査や入院勧告など、重要な機能を担う保健所職員が多忙な状況が依然として続いていることから、保健所として組織的に新型コロナウイルス感染症対応に当たるためにも、特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続など、事務量が多いものについては、保健所の業務のひっ迫状況等に応じて延期や実施方法の見直しを行うなど、事務負担の軽減を図るための措置を講じること。
- (12) 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するようさらなる支援を行うこと。
- (13) ウィズコロナに対応するため、オンライン・電話診療の一層の普及に向け、適切な診療報酬体系に見直すとともに、新型コロナウイルス感染症の治療費等の公費負担について、治療費等が十分下がるまでの間は、感染症法上の類型にとらわれずに必要な医療が提供できる体制を維持すること。
- (14) 第8次医療計画（2024年度～2029年度）に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加されることを踏まえ、都道府県において今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制が構築できるよう、新興感染症等の感染拡大時に機動的に対応することができる病棟の新設等の施設・設備整備に対する補助制度を創設すること。

- (15) 新型コロナウイルス感染症に対応できる外来医療機関を拡大させるため、日常診療で求められる感染管理の対策を示すことや経口治療薬の早期承認などの対策を講じること。また、より多くの医療機関での入院を可能とするため、診療報酬や病床確保への支援を行うこと。
- (16) 医療機関及び福祉施設等における物価高騰の影響への財政支援については、国は地方での「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した対応に任せているが、公定価格である診療報酬やサービス報酬を主な収入源とする医療機関及び福祉施設等にとっては全国一律の制度上の課題であることから、国の一元的な対応を検討すること。

4 ワクチン接種の円滑な実施

- (1) ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めるとともに、円滑に接種事務が進められるよう、地方自治体への支援体制や事業スキームを構築し、接種の実施や接種開始時期及びその対象者、前回接種からの接種間隔等をあらかじめ明示すること。

併せて、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性や副反応について、乳幼児（6ヵ月～4歳）や小児（5～11歳）への接種を含め、また、オミクロン株対応ワクチンの追加接種については、希望者全員への年内接種完了に向けて交接種の有効性や安全性も含め、具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うほか、副反応情報を組織的に都道府県等と共有する仕組みをつくること。

- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、接種体

制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じること。

- (3) 長期的な副反応が疑われる症状を含む副反応等の安全性に関する情報についても、諸外国の先行事例の具体的データや分析も踏まえた上で、国の責任において、国民に対して分かりやすく、積極的な周知を行い、十分な理解が得られるよう努めること。

また、自治体レベルではワクチン接種後の遷延する症状を訴える方からの専門的な相談対応が難しい状況を踏まえ、国として「専門相談窓口」を開設するとともに、遷延する症状に関する対応ガイドラインを作成し、自治体や医療機関へ共有すること。

さらに、国の予防接種健康被害救済の制度については、審査の迅速化に努めること。

- (4) オミクロン株に対応したワクチン接種を円滑に推進するため、ワクチンの供給量や供給スケジュールを早期に明らかにすること。特に、モデルナ社のオミクロン株BA.4/5対応型ワクチンについては、具体的な接種計画を早期に立てる必要があるため、薬事承認後速やかにワクチン供給スケジュール等を示すこと。また、長期化している新型コロナワクチン接種について、接種の目的や意義を明確化するとともに、科学的知見を踏まえ、長期的な戦略をもった考え方を早期に提示すること。

5 水際対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、経済社会活動との両立に向けた人的交流の拡大を見据え、地方の空港、港湾における水際対策を確実に実施するための検疫及び検査体制を確保すること。

また、様々な変異株の出現に対応できるよう、変異株PCR検査や

ゲノム解析等で迅速に検出可能な体制を整え、変異株のサーベイランスを強力に進めること。

- (2) 新たに入国する外国人に対して、入国時に多言語かつ分かりやすい表現で、日本滞在中の感染防止対策徹底の啓発を強化すること。
- (3) 成田、羽田、関西、中部等の空港を対象に体制確保が進められている、国際的な人の往来に係る入国時の検査について、航空会社から運航の要望がある地方・その他の空港についても、必要となる検査体制を確保すること。

6 避難所における感染症対策への支援

- (1) 避難所における感染症のまん延を防止し、また、避難の必要な住民が躊躇し、逃げ遅れることのないよう、避難所での感染を予防するための物資・資機材の整備に対する財政支援など、避難所を運営する市町村への十分な支援措置を講ずること。
- (2) 感染者急増期に、多数の自宅療養者が一斉に避難を要する大規模災害が発生する場合に備え、自宅療養者の避難対策や個人情報への取扱いに係る法令上の考え方を示すこと。

7 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰、それに伴う電力料金の高騰、更には極端な円安等により、幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、状況に応じた幅広い経済対策や事業者支援、為替の安定化対策を図ること。特に、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うこと。

また、国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に応じるよう要請を行っているが、引き続き感染拡大により影響

を受ける事業者の資金繰り支援を万全とするよう政策の実行を図ること。

さらに、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう、新型コロナウイルス感染症の収束までの間、雇用調整助成金については、全国において業種や業況等に関わらず公平な特例措置を行うこと。なお、今後、特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、地方の意見を十分聞いた上で行うこと。

また、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」については、さらなる延長などの必要な対策を講じた上で、制度の利用促進に向けた周知や事業主に対する制度への理解及び協力の働きかけを徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。加えて、不当な解雇・雇止め等を防止するため、労働関係法令の周知徹底を図ること。

さらに、小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、保護者が安心して休暇を取得できるよう「小学校休業等対応助成金・支援金」についても、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡便化、給付の迅速化を図り、事業者に対し、小学校休業等対応助成金の活用を強力に働きかけるとともに、さらなる延長を検討すること。

- (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置等を実施する場合は、影響を受ける事業者への配慮を検討するとともに、申請要件緩和や規模に応じた給付上限拡充を実施した上で、引き続き、「事業復活支援金」等の給付を適時行うなど、広く地域経済への影響を緩和するために必要な支援を行うこと。

併せて、申請手続きについても、簡素化若しくは手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の制度の充実を図るなど、支援が必要な事業者に行き渡るよう措置を行うこと。

- (3) 新型コロナウイルス感染症による影響に加え、原油価格や物価高騰等の長期化の影響にも留意しながら、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の、経済社会の構造変化に対応した事業展開や設備等の導入など、事業継続に向けた支援措置を継続的かつ積極的に講じること。特に、中小企業事業再構築促進事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、売上高等減少要件や新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。
- (4) 農林水産物の消費低迷、外国人材の不足などの影響の長期化が懸念される中、需要喚起に向けた支援や労働力確保対策など、農林漁業者の経営継続のための取組を一層強化すること。

また、アフターコロナを見据え、担い手の育成・確保や生産体制の強化、多様な出荷形態への対応などの取組についても中長期的視点で支援を充実させること。

観光需要の激減や、飲食店の営業自粛など業務用米の需要低迷による民間在庫量の増加や米価の低迷が続く中、米農家は大変厳しい現状に直面していることから、引き続き、消費拡大策を重点的に支援するとともに、主食用米の価格安定に向け、積極的な米の需給改善策を講じること。

- (5) 鉄軌道、バス、タクシー、フェリー等の公共交通機関は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい利用状況が続いていることに加え、原油価格の高騰など経営環境がさらに悪化する中で、国民生活の安定、地域の移動手段を確保する観点から事業を継続している。

また、社会経済活動の回復に向けては、三つの密を避け、人と人との距離を確保することが重要であるため、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等の整備についても促進していく必要がある。

「新しい生活様式」に対応しつつ、地域公共交通を維持するため、

既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな支援策の実施など、強力な支援措置を講じること。

また、JRローカル線の安定的な維持・存続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした急進的な合理化をすることがないよう、路線毎の構造的課題への対策を含め国として積極的に関与すること。

- (6) 自動車産業は、世界的な半導体不足を始めとした資材不足に伴う大幅な減産や原材料・原油価格の高騰など、大変厳しい状況にあることから、サプライチェーンの維持・強化を図るための支援措置を講じること。
- (7) 航空宇宙関連企業は新型コロナウイルス感染症による世界的な旅客機需要激減の影響により、いまだ厳しい経営環境に直面している。このため、設備維持に向けた支援や、防衛機・装備品等の早期調達、周辺機材・装置等の中小企業への直接発注等、事業継続に向けた支援を行うこと。また、影響の長期化を踏まえた雇用調整助成金の特例措置のさらなる延長、既存技術を活用した新分野展開支援等の充実や、需要回復後を見据えた支援策を講じること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている航空・空港関連企業の経営基盤強化に向けて、必要な支援を行うこと。
- (9) 航空ネットワークの回復に向け、入国制限等の見直しを踏まえた国際的な人の往来を促進する取組を着実に進めること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症がBA.5系統等の新たな変異株に置き換わり、感染力は強いが重症化しにくい傾向にある。感染力や症状、重症化リスクなどBA.5系統等の特徴を早急に分析し、感染拡大期にも過度な旅行控えが起こらないよう、国として科学的な知見に基づいた正確な情報発信を行うこと。

また、10月11日から実施している「全国旅行支援」について

は、コロナ禍前の水準に回復するまでの間、継続実施するとともに、必要な財源を確保すること。加えて、事業の延長の情報などを早期に共有するとともに、制度変更などの際は、関係者が十分な準備を整えられるよう事前の周知を図り、事務の簡素化に努めること。

さらに、事業終了後の需要喚起策について方向性・支援方針を早期に示すとともに、観光関連事業者の経営状況等を踏まえ、国が支援策を講じること。

(11) 新型コロナウイルス感染症の終息後も、新たな感染症の流行に対する備えが必要である。感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくことは観光関連産業を支える視点からも非常に重要であるので、どのような状況になれば行動制限を伴う措置を行うのかが明確になるよう、基本的対処方針を改定すること。

(12) 新型コロナウイルス感染症により、裾野の広い観光関連産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き感染状況等を踏まえながら機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要回復対策を行うこと。

また、雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。

(13) 昨年3月末で計画期間が終了している「観光立国推進計画」の改定が、コロナ禍の影響を受けて先送りとなっていることから、早急にポストコロナを見据えた新たな観光再生ビジョンを策定すること。

長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性ある新たな旅行スタイルを推し進めるため、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得、働き方改革に向けて、企業への働きかけや国民への呼びかけ・周知に努めること。

また、コロナ禍で大きな影響を受けた学習旅行等については、例え

ば、SDGsの視点を取り入れた緑の学習旅行など、新たな団体旅行のスタイルを推進するとともに、受入体制の整備について支援すること。

(14) 観光地域づくり法人(DMO)の形成・確立に当たり、継続的に専門人材を確保・育成するための財政支援制度を充実させるとともに、同法人が安定的に事業を行うための、また、地方自治体を含め地域の実情に応じた観光振興策を講じるための、交付金のような財政支援制度を創設すること。

(15) インバウンドの再開に当たっては、国を挙げた強力な誘客キャンペーンを実施するとともに、都市部から地方への誘客を創出する取組を進めること。

また、新型コロナウイルスに罹患した場合や罹患が疑われる事態における対応の万全な体制を構築するとともに、国において、国民や観光関連事業者に対し、インバウンドに関する安全対策等について十分な周知を行い、観光地が安心してインバウンド客を受け入れることができるよう取り組むこと。

(16) Go Toイート事業について、都道府県によっては、度重なる感染拡大による食事券の販売停止や利用自粛の呼びかけなどを実施したことにより、食事券を購入できなかった方や、買い控えがあったと考えられることから、Go Toイート事業終了後においても、飲食業の需要喚起と食材を提供する農林漁業者等への支援を継続するため、引き続き同様の経済対策を実施すること。

(17) 新型コロナウイルスの感染拡大や災害発生など非常時における事業継続性の確保を図るため、テレワークや時差出勤、さらにはワーケーションなどの柔軟な働き方の取組に対する支援の一層の充実を図ること。

また、コワーキングスペース、サテライト・オフィス、宿泊施設及

び観光施設などでのテレワークやワーケーション受入環境整備に対する補助金や税制優遇などの財政支援を拡充すること。

- (18) あらゆる産業において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力の強化に加え、労働力不足の解消や、地域活力の維持・向上を図るため、情報発信や人的・財政的支援、人材育成等、必要な措置を講じること。
- (19) 地方経済の本格的な回復を進めるため、外国籍のクルーズ船を有する運航会社が早期に国際クルーズを再開できるよう水際対策を緩和するとともに、国際クルーズに対応するガイドラインを早期に整備すること。

8 教育現場への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国一斉の臨時休業を契機に、全国で実施されたオンライン教育の成果と課題について検証を行うこと。
- (2) 児童生徒間の十分な距離を確保し、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するため、中学校についても、義務標準法の改正により少人数学級を早期に拡充すること。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を図ること。

加えて、小中学校等における感染予防をさらに徹底するため、手すり・ドアなどの消毒や健康観察、教材準備の補助等を行う教員業務支援員等の配置や、感染症対策に必要な備品購入費や消耗品費などについて継続して財政支援を行うこと。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた子どもの心のケアや家庭環境の支援のため、スクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。

- (4) 学習の遅れを取り戻すためには、家庭学習への支援がより重要となり、また、再度の感染拡大による今後の臨時休業時の備えをしておく必要があることから、情報機器等のハード整備に加え、オンライン学習支援サービスなどのソフト導入・保守費用及びインターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。
- (5) 安全・安心な学校給食の安定的な供給を図るため、新型コロナウイルス感染症などの影響により、学校給食関連事業者の損失等が発生した場合、必要な支援を行うこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、家計が急変した世帯の学生やアルバイト収入が減少した学生の学ぶ機会を確保するため、学生支援緊急給付金を再支給するなど、学生納付金等の負担軽減を図る制度を継続するほか、感染状況に応じた学生支援策の充実を図ること。
- (7) 高等教育機関が、感染防止対策を徹底するとともに、メンタルケアなど学生への支援を十分に実施できるよう、引き続き必要な予算の確保を図ること。

9 人権を守るための対策の徹底

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらにはワクチン未接種者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、誹謗中傷、感染者など個人の特定等により人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNSを活用した人権相談窓口の設置などを行うとともに、

国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

10 地方財政への十分な支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関等が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、必要な経費全額を負担すること。また、地方交付税を含め必要な資金を早期に交付し、地方自治体における資金繰りへの対策を講ずるなど、機動的な財政出動を行うこと。
- (2) 感染拡大による時短要請の長期化により、協力金にかかる地方負担が多額となったが、協力要請推進枠が措置されない地方負担分の2割についても国が全額負担するなど、協力金の財源を確実に措置すること。また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、感染拡大や物価高騰等による影響の長期化を踏まえ、今後も必要に応じて予備費や補正予算により増額すること。
- (3) 年度末や年度をまたがる事業の財源として活用できるよう、基金への積立要件の弾力化や期間延長、繰越に係る柔軟な対応や手続きの簡素化、実施計画の変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすること。

特に、事業への資金繰り支援に係る信用保証協会の代位弁済に対する都道府県等負担など、債務負担行為に基づき後年度に生じる財政負担に備えるため、こうした経費を対象とする基金積立要件の弾力化や、現在、令和6年度末（利子補給は令和9年度末）までとされている基金取崩し期間の延長、手続きの簡素化などを図ること。

また、燃料価格高騰の影響を受ける公立学校や警察署、庁舎等の自治体直営施設の光熱費（高騰相当分）に対しても充当できるよう用途を拡充すること。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、使

途拡充や対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。

- (4) 今後の感染拡大の状況を踏まえ、必要となる新たな対策や、地域経済活動を維持・回復できるような経済対策など、改めて必要な財政措置を講ずること。
- (5) 収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

11 地方自治体の事務執行等への配慮

地方自治体が新型コロナウイルス感染症対策に注力できるよう、当面、国においては、各種照会や調査等、急を要しない事務を地方自治体に要請しないよう配慮するとともに、法令に基づく計画の策定や中間見直し、評価・実績報告等についても可能なものは、休止又は延期するなどの措置を講ずること。

12 感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援

企業等において、感染症を想定したBCPの策定・改善が図られるよう支援を継続すること。

13 各種支援制度に係る特例措置等の恒久化

新型コロナウイルス感染症対策として講じた各種支援制度に係る特例措置等について、今後、同様の事案が生じた際に即座に発動できるよう、制度の見直しを行うこと。

14 防疫体制の整備等

- (1) 「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費については、必

ずしも十分な資金が投入されているとは言えないことから、国民の生命・健康を守るため、防疫に対し、十分な財政措置を講じること。

- (2) 内閣感染症危機管理統括庁（仮称）の設置等に当たっては、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入するとともに、国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討すること。

併せて、感染症専門施設の設置に向けた全国的な制度の創設など、都道府県等において、真に実効性のある感染症対策ができるよう、財源措置を含めた具体的な制度設計を早急に行うこと。

- (3) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要がある、また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

15 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

新型コロナウイルス感染症により、我が国における大きな課題として、東京一極集中のリスクが改めて国民に認識されたところであり、ポスト東京時代を拓くべく、5Gをはじめとする情報通信基盤の整備を進めた上で、ワーケーション等の新しい働き方の促進を含めた自然と共生する新たなライフスタイルの構築への誘導や首都機能の移転を念頭に置いた中央省庁、企業、大学等の研究機関の地方分散、地方創生の推進にもつなげる国土強靱化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。